

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成28年 7 月 4 日

**【会社名】** 大和自動車交通株式会社

**【英訳名】** Daiwa Motor Transportation Co., Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 前島 忻治

**【本店の所在の場所】** 東京都江東区猿江二丁目16番31号

**【電話番号】** 東京03(6757) 7164(経理部)

**【事務連絡者氏名】** 取締役執行役員経理部長 加 藤 雄二郎

**【最寄りの連絡場所】** 東京都江東区猿江二丁目16番31号

**【電話番号】** 東京03(6757) 7164(経理部)

**【事務連絡者氏名】** 取締役執行役員経理部長 加 藤 雄二郎

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 株式

**【届出の対象とした募集金額】** その他の者に対する割当 124,416,000円  
(注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成28年 5 月13日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(576円)を基準として算出した見込額であります。

**【安定操作に関する事項】** 該当事項はありません。

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年5月16日をもって提出した有価証券届出書及び平成28年6月30日付で提出しました有価証券届出書の訂正届出書について、平成28年7月1日付で臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、これに関する事項を追記し訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第三部 追完情報

第2 臨時報告書の提出について

## 3 【訂正箇所】

「第三部 追完情報 第2 臨時報告書の提出について」を追記しております。

## 第三部 【追完情報】

### 第2 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第109期)提出日(平成28年6月29日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年7月4日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成28年7月1日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

平成28年6月29日開催の当社第109期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 本総会が開催された年月日

平成28年6月29日

##### (2) 本総会の決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金処分の件

期末配当1株当たり金2円

###### 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、大塚一基、齋藤康典、新倉真由美、上原弘久の各氏を選任する。

###### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、大野保明氏、鐵義正の両氏を選任する。

###### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、大村正文氏を選任する。

###### 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

取締役の報酬と当社の株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入する。

##### (3) 本総会の決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	6,420	1	0	(注)1	可決 99.98
第2号議案					
大塚 一基	6,414	7	0		可決 99.89
齋藤 康典	6,419	2	0	(注)3	可決 99.97
新倉 真由美	6,419	2	0		可決 99.97
上原 弘久	6,419	2	0		可決 99.97
第3号議案					
大野 保明	6,414	7	0	(注)3	可決 99.89
鐵 義正	5,056	1,365	0		可決 78.74
第4号議案					
大村 正文	5,056	1,365	0	(注)3	可決 78.74
第5号議案	6,373	48	0	(注)1	可決 99.25

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) (3)の議決権の数に本総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち、各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上